

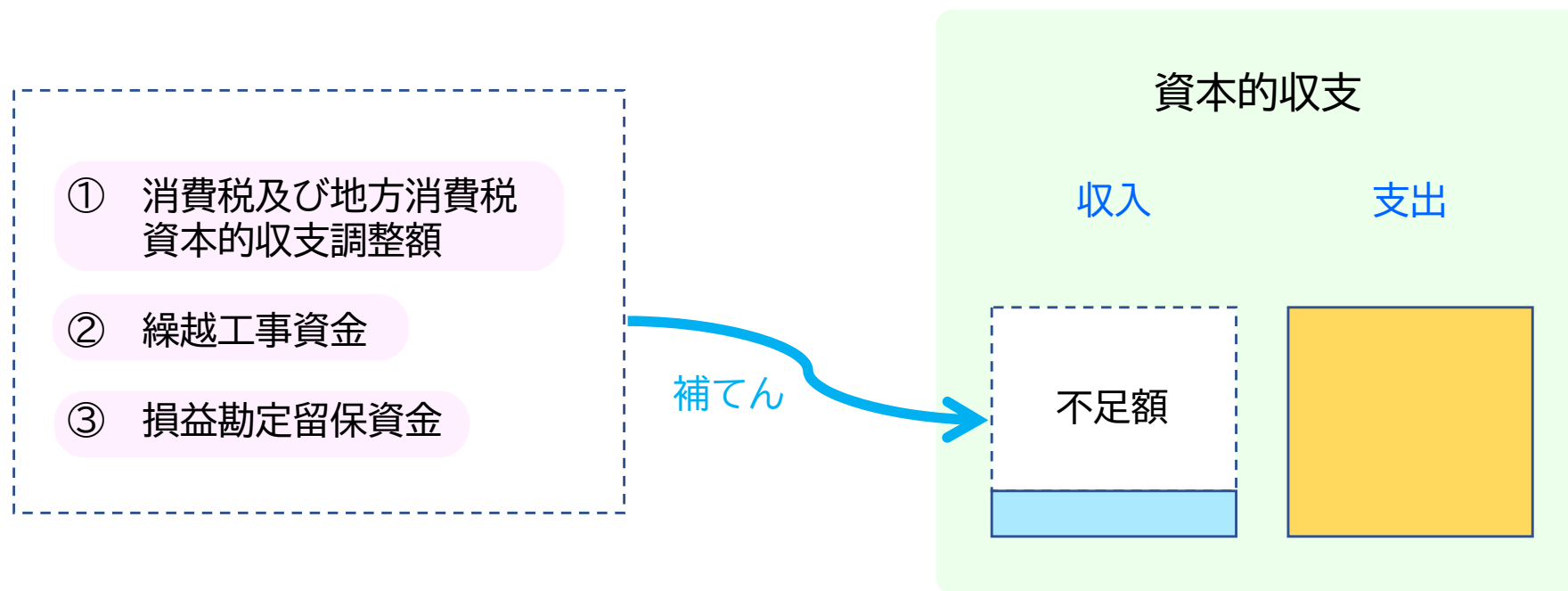
令和7年度決算から見る 補てん財源



坂戸、鶴ヶ島水道企業団

資本的収支（4条予算）では、収入より支出のほうが多く、その不足額を補てんするための財源を補てん財源 といいます。

令和7年度決算では、補てん財源は次の3つとなっています。



① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

令和7年度決算：6,510万3,557円
 (当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額)

水道企業団は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」といいます。）の最終負担者ではないため、消費税に相当する金額を調整する必要があります。この調整額を「**消費税及び地方消費税資本的収支調整額**」といいます。

消費税の納付は、4条予算分も含めて3条予算で執行することとされています。

4条予算では、収入より支出が多いことから、消費税も仮受消費税より仮払消費税が多くなり、還付（又は納付額の削減）効果があるため、資本的収支不足額の財源となります。

なお、過年度分の調整額で使用していないものがある場合は、当年度分より先に使います。



金額と計算を簡単にして考えてみよう！

3条決算額 仮受消費税 1億円 仮払消費税 3,000万円 → 3条予算では7,000万円の収入

4条決算額 仮受消費税 0円 仮払消費税 6,500万円 → 4条予算では6,500万円の支出

消費税の納付額（還付額） = 500万円（納付）

↑ 仮受消費税（合計1億円）のほうが仮払消費税（合計9,500万円）より500万円多かった。
 つまり消費税500万円を納付する必要がある。

消費税の納付・還付は、3条予算で執行します。今回は500万円の納付となり、3条予算では7,000万円から500万円を差引いた6,500万円の現金が内部留保されます。その6,500万円が4条予算における不足額の補てん財源となります。

② 繰越工事資金

令和7年度決算：493万530円

繰越工事資金は、前年度において、特定の工事の財源として既に収入した負担金です。収入後、翌年度に行った特定の工事の支出を補てんするために使います。

収益的収支

収入

純損失（※）

留保資金

長期前受金戻入

現金の増えない収入

支出

減価償却費
資産減耗費

現金の減らない支出

補てん財源

- ① 消費税及び地方消費税
資本的収支調整額
- ② 繰越工事資金
- ③ 損益勘定留保資金

資本的収支

収入

不足額

支出

※令和7年度の純損失により生じた欠損金は、令和6年度からの繰越利益剰余金により補てんしました。

③ 損益勘定留保資金

令和7年度決算：10億2,432万4,641円（過年度分損益勘定留保資金）

長期前受金戻入（収入）、減価償却費・資産減耗費（支出）は、決算書ではその年度の収入・支出として計上されますが、実際に現金の収入・支出があったわけではありません。その結果、現金として手元に残った（企業内部に留保された）資金を**損益勘定留保資金**といい、補てん財源として使用することができます。

なお、過年度分の損益勘定留保資金で使用していないものは、当年度分より先に使います。

■当年度分損益勘定留保資金（令和7年度）

長期前受金戻入（収入）	2億6,899万9,756円
減価償却費（支出）	△8億9,323万1,575円
資産減耗費（支出）	△2,405万5,970円
	△6億4,828万7,789円

決算書の損益勘定（3条予算）では、このように計上されているけど、実際に現金が減ったわけではなく、手元に残っているよ。
そのお金を資本勘定（4条予算）で不足する額の補てん財源に使うことができるんだ！

